

グロース市場の上場維持基準の見直し等に係る有価証券上場規程等の一部改正について

2025年12月1日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当取引所は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2025年12月8日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表をご覧ください）。

今回の改正は、グロース市場上場会社に、機関投資家の投資対象となり得る規模への早期の成長を促すとともに、企業間のM&Aや起業家の次なる創業などを促進する観点から、グロース市場の上場維持基準等について、所要の見直しを行うものです。

II 改正概要

1. グロース市場の上場維持基準等の見直し

(1) 上場維持基準の見直し

- 2030年3月1日以後、時価総額に関する基準を以下のとおり見直します。

項目	見直し後	見直し前
時価総額	上場から5年経過後 事業年度の末日において100億円以上 (改善期間1年)	上場から10年経過後 事業年度の末日において40億円以上 (改善期間1年)

(備 考)

- ・有価証券上場規程（以下「規程」という。）

第501条第1項第3号

- ただし、2030年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日において時価総額に関する基準に適合しない状態となった場合であって、上場維持基準の適合に向けた計画書において、計画期間の末日を2031年3月1日以後最初に到来する事業年度の末日の翌日以後と定め、開示した上場会社については、当該計画期間の末日まで、上場廃止を猶予することとします。

(2) スタンダード市場への市場区分の変更基準に係る見直し

- ・規程令和7年12月8日改正付則第2条第2項

- ・グロース市場の上場会社が、スタンダード市場への市場区分の変更を行おうとする場合には、利益の額に関する形式要件（最近1年間における利益の額が1億円以上）を適用しないこととします。

・規程第308条第1項

2. その他

(1) 流通株式の定義に係る経過措置の見直し

- ・国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式のうち、純投資に加え、その他市場に流通する見込みが高いと当取引所が認める目的であることが明らかであるもの（売買の状況を踏まえ当取引所が適当と認めるものに限る。）についても、当分の間、流通株式として取り扱うこととします。

・有価証券上場規程施行規則令和4年4月4日改正付則第2条

(2) その他

- ・その他所要の改正を行います。

III 施行日

- ・2025年12月8日から施行します。ただし、1.(1)に関しては、2030年3月1日から施行します。
- ・1.(2)に関しては、施行日以後にスタンダード市場への市場区分の変更申請を行う会社から適用します。

以 上